

マイナンバーカードって、何に使えるの？



対面でも
オンラインでも
使える
公的な身分証明書だよ！

- ・本人確認
- ・マイナンバー確認
- ・e-Tax（税の電子申告）
- ・マイナポータル

※オンラインで利用するには電子証明書を搭載する必要があります
4つの申請方法があります！

スマートフォン	パソコン	郵便	証明用写真機
①スマホで顔写真を撮影 ②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ④顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了！	①カメラで顔写真を撮影 ②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ③顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了！	①交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送して申請完了！	①タッチパネルで「個人番号カード申請」を選択 ②撮影料金を投入し、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす ③必要事項を入力 ④顔写真を撮影し送信して申請完了！

カードの受け取りは本人が役場で！

カードの申請から受取まで1～2ヶ月かかります。
カードができたなら役場から「個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書」（ハガキ）を郵送します。

ハガキが届いたら、次のものを持参して、本人が役場くらし応援課住民係の窓口までお越しください。（15歳未満の方は法定代理人の同行も必要です。）

- ・個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書」（ハガキ）
- ・通知カード（お持ちの方のみ）
- ・住民基本台帳カード又は個人番号カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（公的な顔写真付きのもの1点又は顔写真のないもの2点）
- ・印鑑

マイナンバー
カードを
作るう！



お問い合わせ

役場くらし応援課住民係（68-2112）

北海道障害者職業能力開発校 訓練生募集

対象者 障がいをお持ちの求職者
訓練科目 建築デザイン科・CAD機械科・総合ビジネス科・プログラム設計科・総合実務科
願書受付期間 11月2日（月）～11月20日（金）まで
選考試験日 12月7日（月）
選考場所 北海道障害者職業能力開発校 砂川市焼山60番地
試験内容 数学、国語、面接
問合せ先 最寄りのハローワーク又は下記までお問い合わせください。
 北海道障害者職業能力開発校
 電話 0125-52-2774 FAX 0125-52-9177

税務署からのお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関連して、年末調整等説明会の開催を中止することとしました。

国税庁ホームページには、年末調整に関する各種情報を年末調整特集ページ（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）に掲載しております。

また、年末調整等説明会で用いる予定であった動画も国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載しておりますので、こちらもご覧ください。

町税の納期のお知らせ **第3期納期限 11月2日(月)まで**

町税(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、6月10日発送の納付書で、納期限までに納付願います。既に口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落としをいたします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限前に必ず役場税務係までご相談願います。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫浦臼支店 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳及びその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容をご記入願います。

加入者名：浦臼町役場
口座番号：02780-9-960227
払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口で納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・北海道銀行 ・北洋銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所 ・浦臼町役場出納

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできませんのでご留意願います。

*第4期納期限 12月25日(金)

●お問い合わせ：くらし応援課 税務係 (68-2112)

小型特殊自動車・原動機付自転車の 登録内容の確認をお願いします

4月1日時点で所有している小型特殊自動車や原動機付自転車には、軽自動車税(種別割)が課税されます。これらの車両を取得又は廃車したときは、その都度、浦臼町役場税務係まで届出を頂いておりますが、課税の内容が実情にあったものであるかを改めてご確認頂くため、この度、各所有者様宛に「小型特殊自動車・原動機付自転車所有確認表」を送付させて頂くことといたしました。

この確認表は、発送の日(10月中旬を予定しています)において、浦臼町において登録されている全ての小型特殊自動車及び原動機付自転車を記載したものです。

確認表が届きましたら、登録されている内容に誤りがないかをご確認頂き、万一、所有している車両が登録されていなかったり、手放したはずの車両が残っていたときは、必ず浦臼町役場税務係まで届出願います。

軽自動車税(種別割)の適正な課税のため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。なお、手続き等について不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ：くらし応援課税務係 (68-2112)

あなたの
悩みに

すべての相談の相談料が
無料になりました。

コエエを
出します

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

令和2年度 浦臼町民玉入れ大会中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の皆様や参加者の皆様の健康と安全を最優先に考え、令和2年度浦臼町民玉入れ大会を中止とさせていただきます。

楽しみにしていただきました皆様には大変申し訳ありませんが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

浦臼町スポーツ協会

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう!!